

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和4年10月4日

香川県知事 池田豊人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和4年11月10日（木曜日） 午後2時から	坂出市室町二丁目3番5号 坂出市役所本庁舎本館2階大会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

下記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和4年10月28日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び坂出市建設経済部都市整備課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

記

坂出都市計画道路の変更案の概要

都市計画道路中3・4・15号福江松山線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・15	福江松山線	坂出市花町	坂出市高屋町	谷町花町	約6,020m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差5箇所 JR予讃線と立体交差1箇所	—
	車線の数の内訳		2車線			約6,020m					

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び坂出市建設経済部都市整備課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。